

輝け！シン尾花沢中

ゆくてののぞみ 語りつつ 自律をめざす わが学園

タイトルデザイン
教育指導室
伊藤瑞稀さん

自転車のルール守って 地域貢献

先日、マメールにて、正しい自転車の乗り方について注意を促しましたが、その後、右のようなルール違反の情報が耳に入ってきました。

「命にかかわる問題である」とたいへん重く受け止め、安全主任により全校生徒に注意喚起したところです。

また、尾花沢警察署に行って相談してきたところ、「自転車安全利用五則」と「道路交通法の改正」についての資料をいただけてきましたので、次に紹介します。

まず、「自転車安全利用五則」のうち、尾中生に関係ある項目は

- ▲2～3人で並列して運転した
- ▲後方を確認しないで道路を横断した
- ▲信号が赤なのに横断した
- ▲交差点を左右確認しないで横断した

- RULE 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- RULE 3 夜間はライトを点灯
- RULE 5 ヘルメットを着用

※令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務

令和2年7月1日施行の条例により、自転車損害賠償責任保険等への加入も義務化されていることも付け加えておきます。

次に、「道路交通法の改正」のうち、尾中生に関係ある項目は

●「運転中のながらスマホ」

- 違反者は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

他にも禁止されている項目として

- 二人乗り等
- 並進
- ブレーキ不良自転車の運転
- 傘差し運転・運転中のヘッドホンの使用・ジグザク運転
- 警音器を備えない自転車の運転
- 斜め横断

が挙げられており、違反した場合、次のような措置となります。

・警察官に危険運転が発見された場合、自転車指導計画カード（イエローカード）が渡される場合がある

・14歳未満の者の危険な違反が確認された場合、個人を特定しない形で、その情報を警察・学校・地域で共有する

交通ルール違反は、自分の命だけでなく他人の命も危険にさらすこととなります。尾中生には、交通ルールを守ることでそのものが地域貢献にもつながることを肝に銘じてほしいと思います。

【文責：校長 工藤雅史】

